

【検認対象の組合員の皆様へ】

(別紙2)

1 被扶養者の認定要件

扶養手当が支給されていない被扶養者（認定時に令和6年度（令和5年分）の市区町村発行の課税（非課税）証明書を提出した者及び義務教育終了前の者を除く）の収入及び生計維持関係の確認（検認）を行います。

【被扶養者の認定要件確認フロー】（別紙3）で認定の可否を確認してください。

被扶養者として認定できる場合は、次の（1）（2）の書類を提出してください。

被扶養者として認定できない場合は、取消しの手続きを行ってください。

なお、医療従事者でワクチン接種に従事したことにより認定要件の限度額を超えた場合であっても、引き続き被扶養者として認定できる手続きがあります。

また、令和5年11月以降の年収が130万円又は180万円以上になる方で、直近1年間における一時的な収入変動について「被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」（別紙6）の提出がある場合は、被扶養者として認定を継続できます。ただし、同一の者について証明書の提出は原則として2回までとしています。

【検認の提出書類】

（1）令和6年度検認事務被扶養者申立書（別紙1）

※ 該当者が複数いる場合は、両面コピーして使用してください。

（2）添付書類・・・（別紙1）4（1）から（3）の書類

（1）（2）の書類は、左上をホチキスで留め、所属所（※）へ提出してください。

※ 任意継続組合員の方は、直接給付グループへ提出してください。

2 被扶養者の「市区町村発行の課税（非課税）証明書」

令和6年度（令和5年分）の証明書の原本が必要です。 海外在住で証明書の発行が受けられない場合は、令和6年1月1日に国内に居住していなかったことがわかる書類（住民票の除票の写しの原本、パスポートの写し等）が必要です。

3 配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者がいる場合

配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者は、同居が認定要件です。

申立日より3か月以内に発行された世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）の原本または住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもの）の原本を提出してください。（本籍、マイナンバーの記載は不要）

4 被扶養者の収入

令和5年11月（または認定日）以降に、収入があった場合は、認定要件の限度額以内であってもその収入額を確認する書類（被扶養者名、支払者名等がわかるもの）が必要です。

【収入とみるもの】（恒常的な収入）

給与（アルバイト、パート、日々雇用等・通勤手当含む）、雇用（失業）保険、訓練費、年金（厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等）、年金生活者支援給付金、恩給、事業所得（事業、農業等）、不動産収入（家屋、駐車場等の賃貸）、株等の売却収入（全ての株を売却していない場合）、株等の配当金、利子（預貯金、有価証券等）、奨励金、雑収入（原稿料、印税、講演料等）、傷病手当金、贈与（一回限りでないもの）等、恒常的な収入（税控除前の額）

【裏面に続く】

【収入とみないもの】

退職金、不動産や株等を一回限りで全ての株を売却した場合の収入、出産手当金、支援金等、1回限りの収入で今後の収入がないもの

5 別居している被扶養者がいる場合

生計維持関係を組合員からの送金により確認します。「被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者の送金額の合計」に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上であることが必要です。

組合員の送金額の割合が3分の1以上でない場合は、認定できません。

6 組合員の他に扶養義務者がいる場合

【被扶養者の扶養義務者について】（別紙4）で他の扶養義務者を確認してください。

同居別居にかかわらず、収入が多い方、または送金額の多い方が扶養義務者となります。組合員より収入や送金額の多い扶養義務者がいる場合は、原則認定できません。

7 検認が完了しない場合、遡って認定を取り消した場合

検認関係書類の未提出等で検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。その際は、取消日から被扶養者証は無効となります。

遡って認定を取消した期間に医療機関等で被扶養者証を使用して受診した場合は、組合に医療費を返還していただきます。

【被扶養者の収入確認に必要な書類】

提出書類	注意点
市区町村発行の課税（非課税）証明書	認定を受けようとする被扶養者全員分が必要です。源泉徴収票等は不可です。
最新の金額がわかる年金決定・改定通知書等の写し	紛失している場合は、年金事務所等に再発行を依頼してください。源泉徴収票等は不可です。
月額わかる給与明細書の写し	給与明細がない場合は、給与等支払証明書（別紙5）が必要です。源泉徴収票等は不可です。 ※ 給与等の <u>総支給額</u> の合計が、原則月額 108,334 円未満まで。 ※ 60 歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて原則月額 150,000 円未満。
雇用保険受給資格者証の写し	第1面、第3面の写しが必要です。 ※ 日額 3,612 円未満。 ※ 60 歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて日額 5,000 円未満。

（お願い）令和6年11月以降の年金書類や給与明細書等は、今後、被扶養者の認定取消（例：令和7年4月1日に就職）や来年度の検認事務の際に提出していただきますので、保管しておいてください。提出ができない場合は、遡って認定を取り消します。